

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### ① 人口構造

本町の総人口は、平成30年3月末現在で16,485人となっており、平成25年3月末の17,435人から950人の減少、平成20年3月末の18,216人から1,731人の減少となっている。また、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に公表した将来推計人口によれば、2030年(平成42年)には13,391人に、2045年(平成57年)には、9,865人まで減少、2015年(平成27年度)との比較では6,830人、41パーセントの減少になると予測される。

高齢化率については、2015年(平成27年度)には32パーセントとなっており、2045年(平成57年)45パーセントに達すると予測されている。

産業別人口構成比を見ると、平成27年では第1次産業13.7パーセント、第2次産業31.5パーセント、第3次産業54.7パーセントとなっており、第1次産業は減少、第2次産業は平成12年をピークに減少、第3次産業は増加している。

##### ② 産業の変遷

肥沃な大崎耕土の東部に位置する本町は、農業が基幹産業であり水稻を基幹作物としながら、乳用牛・肉用牛・小ねぎ・ほうれん草等の優良農畜産物を生産し、食糧供給地域として重要な役割を果たしてきた。

商業においては、以前は地域の拠点としての役割を担っており、宮城県が3年に1度実施している消費動向調査では、平成11年まで商圈を形成していたが、モータリゼーションの進展、近郊都市への大型店の進出などの影響を受け、平成14年調査においては商圈は消滅している。

工業においては、昭和40年代に大手電気機械機器製造業の進出に伴い、中小企業の進出等が盛んになり第2次産業の発展に影響を及ぼした。平成27年において従業員4人以上の事業所は32事業所、従業員は1,616人、製造品出荷額等は509億円で、大手電気機械機器製造業が出荷額の8割弱を、従業員数では5割強を占めている。

また、昭和63年11月に涌谷町町民医療福祉センターが完成して以降、保健・医療・介護・福祉の一体的な提供ができる体制の構築を進めており、町内に介護・福祉サービスを提供する事業者の進出が進んでいるところである。

##### ③ 現状と課題

農業においては、近年は中核的な農家等への農地の集約化は進行しているが、高齢化や後継者不足もあり、農家数や経営耕地面積は減少している。また、加工品の

生産や新たな品種の開発等の付加価値の創造への取り組みが開始されており、今後取り組みに対する行政のバックアップが必要不可欠である。

商業においては、前述した大型商業施設の進出による既存商店街への影響や、近隣都市での消費活動が増加の他、高齢化や後継者不足といった課題に直面しており、経営者を取り巻く状況は非常に厳しいものとなっている。

工業においては、近年宮城県内に大規模な自動車産業や電子産業が進出したことに伴い、新たな生産拠点が形成され、今後も関連企業の進出が見込まれている。既存事業者等は、技術革新が求められるとともに、先進技術の導入を進めることで、受注増加が期待される場所である。

また、本町ではサービス業、特に老人介護・児童福祉といった分野における業種が町内に多く立地しているところであるが、先に述べた高齢化率の上昇に伴い利用者が増加している反面、人員不足が慢性化している状況にある。

現在町内にある企業のほとんどが中小企業、小規模事業者であり、事業所数は減少傾向にある。さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

これらの課題解決へ向けて、中小企業者の先端設備の導入を支援し、生産性向上を図ることにより、本町の産業全体の振興を目指す。

## (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促進することにより、事業者の経済活動の活性化を図るとともに、地域内の幅広い業種の事業者の取り組みを支援し、地域全体での経済活動の発展を目指す。その目標を実現するため、本計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目指す。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3パーセント以上向上することを目指す。

## 2 先端設備等の種類

本町の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えている。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、幅広い業種の中小企業の取り組みを促進するため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

当町においては、町中心部、周辺部及び山間地に幅広く中小企業者等が存在し、

これらの地域の事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画における対象地域は町内全域とする。

## (2) 対象業種・事業

本町の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、地域内の幅広い業種の事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 既存の雇用の安定を最優先とし、人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としないこと。
- ② 公序良俗に反する取り組み、反社会的勢力との関係が認められるもの等、健全な地域経済の発展を妨げる懸念がある先端設備等導入計画は、認定の対象としないこと。
- ③ 町税を滞納している者及び未申告者が計画する先端設備等導入計画は認定の対象としないこと。